電力供給条件仕様書

１　概　要

(1) 件名　　新潟県村上地域振興局他 15 庁舎で使用する電気の供給

(2) 履行場所　　別表１のとおり

(3) 業種（用途）　　官公署（事務所）

２　仕　様

(1) 電気方式等

別表１のとおり

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

別表２のとおり

(3) 令和 7 年度契約電力、使用電力量等実績

別表３のとおり

(4) 供給期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(5) 供給地点

対象建物敷地内の新潟県所有の高圧気中開閉器の電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

供給地点に同じ。ただし，取引用計量装置は，東北電力ネットワーク(株)の所有とする。

(7) 保安上の責任分界点

供給地点に同じ。

(8) 電気料金の算定期間

電気料金の算定期間は毎月１日から当該月の末日までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は，基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とする。

(10) 力率

見積金額の算定に当たっては、力率は 100 パーセントとする。

(11)燃料費等調整等

燃料費等調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は見積金額の算定に当たっては含めないものとするが、2(4)の供給期間において東北電力株式会社が一般需要家に適用するものと同様の条件で燃料費等調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の調整を行うものとする。

(12)電気の安定供給

電気の安定供給を図ること。

3 その他

(1) 原則として、入札公告に掲げる供給期間は同一単価とする。

(2) 契約期間中における年間の実績使用量が予定使用電力量に達しない場合でも料金の精算は行わない。

(3) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、契約電力、使用電力量、単価、料金等）を速やかに新潟県総務部管財課へ通知するものとする。

(4) 16 庁舎の電気料金の請求は、紙面にて新潟県総務部管財課へ請求すること。また、電気料金の支払いは口座引き落とし等とする。

(5) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、東北電力ネットワーク(株)と調整すること。

(6) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

(7) 契約期間中に電力供給対象庁舎において契約に影響するような工事の予定はない。